

仕 様 書 (クリーニング)

1 業務件名

防衛大学校内における売店（クリーニング）の設置及び経営

2 業務内容

クリーニング取次

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛大学校総務部厚生課長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 乙の資格

乙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

5 配置図および面積

別図参照

6 国有財産の使用料

防衛省所管国有財産部局長南関東防衛局長が決定する額

(令和6年度参考：19,341円/m²・年)

※ 光熱水料は、別途徴収する。

7 国有財産の使用期間

- (1) 売店の設置、撤去等に要する期間は使用期間に含む。
- (2) 甲及び乙が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

9 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、乙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

- (3) 乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 売店等の設置、移設及び撤去に関わる費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 乙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (6) 乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。なお、使用物件の維持保存とは、例えば排水管、空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。
- (7) 乙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、乙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申立をしないこと。
- (8) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (9) 乙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (10) 乙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (11) 乙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (12) 乙は、空調設備の運転、温度調節等は国の基準に従うものとする。
- (13) 乙は、毎月の売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (14) 乙は、本業務の従事者に関わる書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (15) 乙は、販売商品に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (16) 乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (17) 乙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意又は過失により、甲又は売店等利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (18) 売店等の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (19) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

10 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において売店等を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。
乙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 乙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 乙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 乙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

11 衛生等の健康保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

13 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

14 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

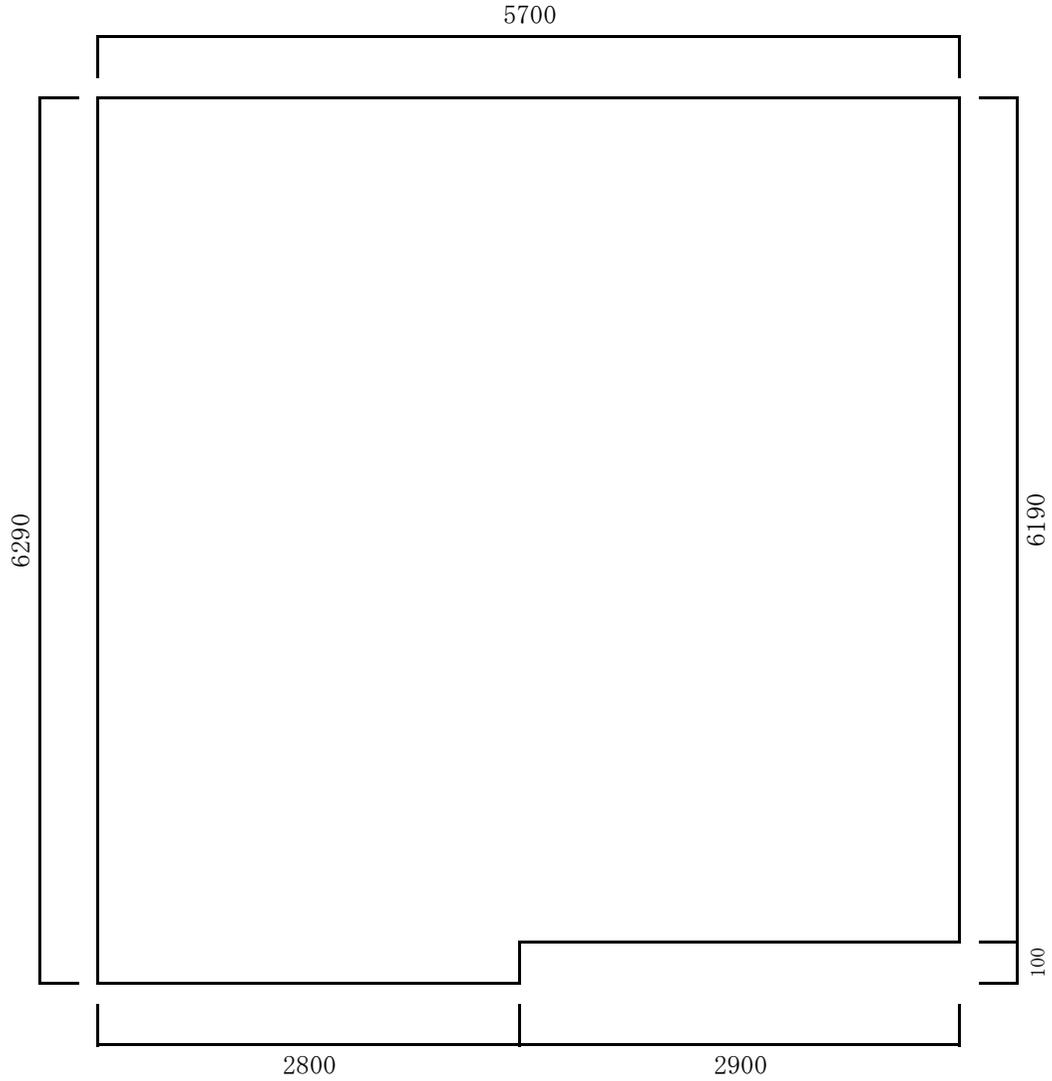
15 業務の解除

- (1) 乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。
- (2) 乙は、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立を行う場合、当該手続き開始前に甲に解除を申出ること。

16 原状回復

国有財産の使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、乙は、事故の負担で、直ちに、使用物件を現状に回復して返還しなければならない。なお、原状回復には、前業者が設置し、引き継いだ壁紙、電気・ガス・水道設備、グリストラップの清掃、排水管の高圧洗浄、その他の備品等の撤去を含む。

売店（クリーニング）求積図
（防衛大学校 学生会館地階）



面積	35.56㎡
----	--------